

# 年金振込み指定者用定期預金「感謝」

2024年4月1日現在

商品名	年金振込み指定者用定期預金「感謝」
取扱期間	2024年4月1日～2025年3月31日 ※市場動向により期間内であっても取り扱いを一時停止または終了する場合があります。
販売対象	個人の方で、当金庫で次の公的年金をお受け取りいただいている方および他金融機関から受取口座の指定変更をいただける方で、お預け入れ期間中は、当金庫で継続して年金をお受け取りいただける方。 ・国民年金・厚生年金・新国民厚生年金・船員年金・労災年金・各種共済年金など
預入期間・種類	1年 自動継続扱い(利払い式)
預入 (1)預入方法 (2)預入金額 (3)預入単位	預入に関しましては、年金を振込みされている各本支店にてお預け入れとさせていただきます。 一括預入 お一人様 1,000円以上 1,000万円以下 1円単位
払戻方法	満期日以降に一括してお支払いします。
利息 (1)適用金利 (2)利払方法 (3)計算方法	固定金利 この預金の適用金利は下記の通りとさせていただきます。 ※当金庫で上記に定める公的年金をお受け取りいただいている方および他金融機関から受取口座の指定変更をいただいた方。 ・お預け入れ額1,000万円未満の場合、スーパー定期1年もの店頭表示金利 + 0.05%とします。 ・お預け入れ額1,000万円の場合、大口定期1年もの店頭表示金利 + 0.05%とします。 ※本商品は自動継続扱いとなっておりますが、預入後に年金振込み指定口座に年金のお振込みの確認ができない場合は、預入時に遡って優遇金利を適用せず、お預け入れ額1,000万円未満の場合はスーパー定期1年もの店頭表示金利を、お預け入れ額1,000万円の場合は大口定期1年もの店頭表示金利を適用させていただきます。 ※自動継続後の定期預金の金利 自動継続後の定期預金は、当金庫の判断基準(金利情勢を勘案)に基づき、継続日における店頭表示のスーパー定期の利率、または大口定期の利率に当金庫所定の優遇金利を上乗せします。 但し、本商品の取り扱いを終了している場合は通常の定期預金規定に基づくスーパー定期の店頭表示金利、または大口定期の店頭表示金利を適用します。 満期日以降に一括して年金振込指定口座(普通預金)にお支払いします。 付利単位を1円とし、1年を365日とする日割計算
税金	お利息に20.315%(国税15.315%、地方税5%)の税金がかかります。(但し、マル優利用の場合は除きます。) ※2037年12月31日までの間に支払われる利息には復興特別所得税が追加課税されるため、20.315%(国税15.315%、地方税5%)の税金がかかります。
手数料	不要です。
付加できる特約事項	「総合口座」にもセットでき、「総合口座」の担保とすることができます。 ※「総合口座」セットの場合は担保(貸越利率は担保定期預金に0.5%上乗せした利率)とすることができます。但し、貸越極度額は総合口座にセットしてある定期預金の合計額の90%または300万円のうちのいずれか少ない金額までとなります。
中途解約時の取扱い	満期日前に解約の場合は、次に記載する預入期間に応じた期限前解約利率及び預入日から解約日の前日までの日数により計算した期限前解約利息とともにお支払いします。 ※預入6ヶ月未満の場合：解約日の普通預金利率 ※預入6ヶ月以上1年未満の場合：約定利率×50%
その他	この商品概要説明書に定めのない事項については、通常の定期預金規定により取り扱います。

金利情報の 入手方法	金利は、店頭備え付けの金利表示ボード、当庫ホームページ内「金利一覧」または窓口へご照会ください。
苦情処理措置・ 紛争解決措置	<p>苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店または「ご意見・ご要望受付窓口」(9時～17時、電話:0120-964-522)にお申し出ください。</p> <p>紛争解決措置 富山県弁護士会、金沢弁護士会、福井弁護士会、東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会(以下「東京三弁護士会」という)が設置運営する仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客様は、当金庫営業日に、上記「ご意見・ご要望受付窓口」(9時～17時、電話:03-3517-5825)にお申し出ください。また、お客さまから、各弁護士会に直接お申し立ていただくことも可能です。</p> <p>富山県弁護士会紛争解決センター (電話:076-421-4811)  金沢弁護士会紛争解決センター (電話:076-221-0242)  福井弁護士会紛争解決センター (電話:0766-23-5255)  東京弁護士会紛争解決センター (電話:03-3581-0031)  第一東京弁護士会紛争解決センター(電話:03-3595-8588)  第二東京弁護士会紛争解決センター(電話:03-3581-2249)</p> <p>尚、東京の三弁護士会は、東京都以外の各地のお客さまにもご利用いただけます。その際には、①お客さまのアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法(現地調停)、②当該地区の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法(移管調停)もあります。詳しくは、前記弁護士会、当金庫「ご意見・ご要望窓口」もしくは全国しんきん相談所にお問い合わせください。</p>
その他参考 となる事項	<p>預金保険制度の対象となります。預金保険によって元本1,000万円までとその利息が保護の対象となります。(当金庫に複数の口座がある場合には、決済用預金を除くそれらの預金元本を合計して1,000万円までとその利息が保護されます。)</p>